

秋田市告示第97号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等が次のとおり確認の辞退をしたので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和7年3月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 特定子ども・子育て支援提供者の名称、特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所（以下「施設等」という。）の名称および所在地ならびに子ども・子育て支援施設等の種類

特定子ども・子育て支援提供者の名称	施設等の名称	施設等の所在地	子ども・子育て支援施設等の種類
学校法人加賀谷学園	将軍野幼稚園	秋田市将軍野青山町11番18号	預かり保育事業、一時預かり事業
学校法人わかば学園	わかば幼稚園	秋田市山王三丁目1番24号	預かり保育事業
社会福祉法人白百合保育園	白百合保育園	秋田市八橋鯉沼町5番6号	一時預かり事業
学校法人ノースアジア大学	ノースアジア大学附属さくら幼稚園	秋田市下北手桜字新桜谷地2番地	幼稚園
保坂博人	保育所ちびっこランドにいだ園	秋田市仁井田二ツ屋一丁目3番47号 セジュールSHIRO1階	認可外保育施設、一時預かり事業

- 2 1に掲げる特定子ども・子育て支援施設等が確認の辞退をした年月日
令和7年3月31日